

栄養指導研究所だより

食育基本法と食育基本計画の概要

—栄養士・管理栄養士に求められているもの—

栄養指導研究所長 河村 武彦

はじめに

現在、食をめぐる問題として、①食を大切にする心の欠如、②栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、③肥満や生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加、④過度の痩身志向、⑤食の安全上の問題の発生、⑥食の海外への依存、⑦伝統ある食文化の喪失、などが指摘されています。

食育基本法は、こうした食生活をめぐる環境の変化の中で、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として平成17年7月15日施行されました。

食育推進基本計画は、18年3月、食育基本法に基づいて18年度から22年度までの5年間を対象として、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的な事項を定めるとともに、都道府県および市町村の計画の基本となるものとして策定されました。

現在は、インターネットを利用すると食育基本法や食育基本計画などは容易に入手することができます。

食育基本計画については、栄養日本18年6月号に特集記事が掲載されています。

ぜひともお読みいただきたいと思います。

I. 食育基本法の概要

食育基本法は、国民の食育を推進するための法律として、4章33条から構成されています。

第1章 総則

第1条 目的、第2条 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、第3条 食に関する感謝の念と理解、第4条 食育推進運動の展開、第5条 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割、第6条 食に関する体験活動と食育推進活動の実践、第7条 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、第8条 食品の安全性の確保等における食育の役割、第9条 国の責務、第10条 地方公共団体の責務、第11条 教

育関係者等及び農林漁業者等の責務、第12条 食品関連事業者等の責務、第13条 国民の責務、第14条 法制上の措置等、第15条 年次報告

第2章 食育推進基本計画等

第16条 食育推進基本計画、第17条 都道府県食育推進計画、第18条 市町村食育推進計画

第3章 基本的施策

第19条 家庭における食育の推進、第20条 学校、保育所等における食育の推進、第21条 地域における食生活の改善のための取組みの推進、第21条 食育推進運動の展開、第23条 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等、第24条

食文化の継承のための活動への支援等、第25条 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4章 食育推進会議等

第26条 食育推進会議の設置及び所掌事務、第27条 組織、第28条 会長、第29条 委員、第30条 委員の任期、第31条 政令への委任、第32条 都道府県食育推進会議、第33条 市町村食育推進会議

II. 食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

健全な食生活が失われつつあり、危機的な状況にあり、子どもの食育や生活習慣病の予防をはじめとするさまざまな事柄への対応が必要である。

2. これまでの取組みと今後の展開

これまでも取組みがなされてきたが、危機的状況の解決はなされていない。基本計画に基づいて国民運動として食育に取組み、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

内容省略

2. 食に関する感謝の念と理解

内容省略

3. 食育推進運動の展開

内容省略

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者の役割
子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識の向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組みが積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できる施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮
および農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
内容省略
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割
内容省略
- 第2 食育の推進の目標に関する事項
1. 目標の考え方
目標値を掲げ、達成を目指して基本計画に基づく
取組みを推進する。
2. 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度）
- (1) 食育に関心をもっている国民の割合の増加
70%（平成17年度）→90%以上
 - (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少
小学生 4%（平成12年度）→0%
20歳代男性30%（平成12年度）→15%以下
30歳代男性23%（平成12年度）→15%以下
 - (3) 学校給食への地場産物を使用する割合の増加
21%（平成16年度、食材数ベース）→30%以上
 - (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送
っている国民の割合の増加
60%以上
 - (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）
を認知している国民の割合の増加
80%以上
 - (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
現状値の20%以上増加
以下省略
- 第3 食育の総合的な促進に関する事項
1. 家庭における食育の推進
- (1) 生活リズムの向上
 - (2) 子どもの肥満予防の推進
 - (3) 望ましい食習慣や知識の習得
 - (4) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
 - (5) 栄養教諭を中核とした取組み
 - (6) 青少年およびその保護者に対する食育推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
- (1) 指導体制の充実
 - (2) 子どもへの指導内容の充実
 - (3) 学校給食の充実
 - (4) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
 - (5) 保育所での食育推進
3. 地域における食生活改善のための取組みの推進
- (1) 食生活指針や食事バランスガイドの活用促進
 - (2) 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践
 - (3) 専門的知識を有する人材の養成・活用
 - (4) 健康づくりや医学教育等における食育推進
 - (5) 食品関連事業者等による食育推進
4. 食育推進運動の展開
内容省略
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のと
れた農林漁業の活性化等
内容省略
6. 食文化継承のための活動への支援等
内容省略
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、
研究、情報の提供および国際交流の推進
内容省略
- 第4 食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
するために必要な事項
1. 多様な関係者の連携・協力の強化
内容省略
 2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく
施策の促進
内容省略
 3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
内容省略
 4. 推進状況の把握と効果等の評価および財政措置の
効果的・重点的運用
内容省略
 5. 基本計画の見直し
内容省略
- Ⅲ. 栄養士・管理栄養士の果たすべき役割
- わたしたち栄養士・管理栄養士は、食育基本法制定の
目的や内容、食育推進基本計画、計画の中で求められて
いる自らの役割や責務など十分に理解するとともに、改
めて健康づくり対策における食生活や生活習慣の改善の
必要性・食育の重要性を再認識する必要があります。
- そして、資質の向上に努め、保育所や学校をはじめと
するそれぞれの職域分野（人のライフステージ）におけ
る食事の提供や栄養・食生活指導などの業務をより一層
充実し、これらを通じて望ましい食事の選択や食事の食
べ方を学習し、併せて正しい情報を提供するなどにより
食育を推進することが求められています。
- また、地域においても講演会や料理教室などを拡充す
るなどにより食育を推進する必要があります。
- これらの食育を通じて県民の心身の健康を増進する食
生活の実践と健康で文化的な生活と活力ある社会の実現
に寄与することが求められています。